

2019年度 中小企業技術活性化助成事業について

1. 趣 旨

公益財団法人北海道銀行中小企業人材育成基金は、道内の中小企業の自立性ある経営基盤確立のため、技術力の強化と、経営者及び従業員の資質向上をはかる事業を実施し、もって北海道の産業の振興と経済の一層の発展及び繁栄に寄与することを目的として1981年3月に設立発足いたしました。

当財団ではこの目的を達成するために、中小企業経営者およびその従業員の技術水準向上等人材の育成、新技術分野の研究開発や製品開発等中小企業の技術力強化、および生産工程、品質、安全管理面等、中小企業の経営強化に資する事業を行ってまいりました。

2013年4月1日には新たに公益財団法人に移行し、助成事業を中心とした事業展開を図る方針としており、その一環として中小企業の経営・技術活性化への取り組み、特に新しいサービスや技術、製品の研究開発等に対する助成を実施するものです。

2. 助成対象

(1) 応募資格者

- ① 道内に主たる事業所を有し、原則として1年以上継続して事業を営んでいる資本金3億円以下（卸売業：1億円以下、小売・サービス業：5千万円以下）又は従業員300人以下（卸売・サービス業：100人以下、小売業：50人以下）の中小企業及び個人事業主であること。
- ② 優れた新技術、新製品を自ら実施しようとする具体的な計画（プロジェクト）を持っていること。
- ③ 業種による制限は設けません。製造分野だけでなく、研究・開発、販売など、幅広い分野から募集いたします。

(2) 助成金の使途

新技術・新製品の研究開発を行うために必要な費用とします。

ex) 新サービスの研究・開発、特許等知的財産権の取得、システム設計・開発、試作品設計・製作 等

(3) 助成金額

プロジェクト費用の範囲内とし、1プロジェクトにつき100万円を限度とします。

(4) 助成金を受けるものの義務

- ① 助成金交付後、助成事業完了まで定期的な報告をお願いします。
- ② 当財団主催のセミナー等で成果発表をお願いします。

3. 助成予算額

2019年度は、新規助成総額600万円とします。

4. 応募方法

当財団所定の「中小企業技術活性化助成金交付申請書」に参考資料を添付してお申込み下さい。

(1) 応募期間

2019年度は、2019年9月2日（月）～2019年12月2日（月）とします。

(2) 選考方法と助成時期

選考委員会による書類審査のほか、必要に応じてプレゼンテーションを行います。

選考委員会の審査結果をもとに財団理事会により助成金交付先を決定します。

発表並びに贈呈は、2020年3月を予定しております。

5. 留意事項

- ① 選考された助成対象プロジェクトについては、社名・代表者名・研究開発テーマ・研究開発概要等、ホームページでの公開や新聞等への発表を予定しております。
- ② ご提出いただいた申請書及び添付資料等は、返却致しませんので、予めご了承下さい。
- ③ 「採」・「否」の結果は、申請者全員に文書にてご通知します。なお、「採」・「否」の理由に関するお問い合わせには、応じかねますので予めご了承ください。

6. 応募お問合せ先（申請書の送付先）

〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地道銀ビル

公益財団法人北海道銀行中小企業人材育成基金

TEL 011-222-4832 FAX 011-232-1627

<http://www.lilac.co.jp/jinzai/index.html> (申請書のフォーマットも掲示しています)